

会社法及び法務省令の改正に伴う監査報告の文例

平成 27 年 7 月 1 日
公益社団法人日本監査役協会
監 査 法 規 委 員 会

監査報告の文例

(前略)

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(前略)

各監査役は、(中略) 調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由(注 1)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。(以下略)

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(中略)

五 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項(注 2)及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由(注 3)について、指摘すべき事項は認められません。

(以下略)

(注 1) 親会社等との利益相反取引がなく、会社法施行規則第 118 条第 5 号の事項が事業報告に記載されない場合には、監査報告へ記載する必要はない。

なお、事業報告及び監査報告への記載の対象となる取引は、本年 5 月 1 日の改正

会社法施行日以後にされた利益相反取引に限られるため、留意が必要である。

(注2) 留意した事項がない場合には、その旨が記載されることとなる（会社法施行規則第118条第5号イ）。

(注3) 社外取締役を置く会社において、取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、社外取締役の意見も事業報告に記載しなければならない（会社法施行規則第118条第5号ハ）。

取締役会の判断と社外取締役の意見が異なる場合には、取締役会の判断及び理由並びに社外取締役の意見を勘案し、必要に応じて代表取締役や社外取締役と意見交換を行い、監査役及び監査役会として指摘すべき事項がないかどうか、十分検討することが必要である。

以上